



大崎市告示第 112 号

大崎市国民健康保険税還付充当通知書等の公示送達について

次の者は、住所等不明のため国民健康保険税還付充当通知書等を送達することが出来ないで、地方税法第 20 条の 2 及び大崎市国民健康保険税条例第 26 条の規定により公示送達する。

当該書類を大崎市総務部税務課内に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

以上、告示する。

令和 8 年 6 月 15 日

大崎市長 中島 源陽



記

送達を受けるべき者 別紙

公示送達者

整理番号	世帯主名 (被保険者)	通知番号	種類	公示送達 実施月日
10	HUANG HO MING	1020994	還付充当通知書(還付番号:5071417)	6月15日

